

# 社会契約を伴う諸権利と諸義務の宣言

## ——カンバセレス文書から——

カンバセレス研究会

國學院大學法学部教授 新 倉 修

中央大学助教授 植 野 妙実子

東京経営短期大学助教授 藤 野 美都子

### はじめに

ここで反訳・紹介するのは、国学院大学図書館所蔵のカンバセレス文書にある「諸権利と諸義務の宣言」および「社会契約」である（文書整理仮番号01-03-15）<sup>(1)</sup>。クワルト判19頁、表紙1葉と末尾3葉は白紙、編綴されている。このカンバセレス文書には、書肆クラウス社（H.P. Kraus）が作成した英文の解説が付されているが、これによると、ここで紹介する文書は、カンバセレスのものと推定されるが、署名がなく、書記の手による手稿である。成立年代は、1794年から1795年頃と推定されている。

### 1 権利・義務宣言と社会契約という構成と内容について

本文書の「宣言」と「社会契約」という構成は、基本的には、この時期の憲法に見られる「人権宣言」と「統治機構」という構成をならったものである（あるいは、それをなぞらえたものである）。しかし、「権利宣言」だけではなく「義務の宣言」を含むという点、および「憲法＝統治機構」ではなく、「社会契約」としている点で、これらの憲法とくらべて、やや異質なものが感じられる。もちろん、「社会契約(Pacte social)」というのには、ジャン＝ジャック・ルソーの「社会契約論(Du contrat social)」を連想させ、その意味で、憲法構想を「社会を形成する基本契約」ととらえる視点が維持されていることに強い興味を覚える。

内容をかいつまんで紹介すると、「諸権利と諸義務の宣言」は、全56箇条からなり、左欄外に「章の区切り目」ともいうべき、次のような言葉が付されている。すなわち、次の8つの部分にわけられているが、さらに「道徳」（1）、「権利」（2～6）、「義務」（7～8）というように、大きく3つの部分に分類することができよう。

1 道徳について（第1条ないし第4条）

2 諸権利、自然権もしくは人の権利（第5条ないし第21条）

## 2 社会契約を伴う諸権利と諸義務の宣言

## 3 政治的権利・市民権（第22条）

## 4 社会の政治的権利（第23条ないし第32条）

## 5 諸個人の政治的及び市民的諸権利、あるいは市民の諸権利（第33条ないし第41条）

## 6 諸権利の保護（第42条ないし第44条）

## 7 諸義務（第45条ないし第50条）

## 8 市民の諸義務（第51条ないし第56条）

まず、「道徳について」では、最高存在 (être suprême) が肯定的な中心的存在として位置づけられ、神あるいは神聖なるもの (la divinité) への信仰がうたわれている。これに応じて、徳 (la vertu) が讃えられ、徳目として、誠実 (la Probité) と善 (le bien) が挙げられている。1789年の人権宣言でも、このような道徳的原理がうたわれていなかったわけではないが、ここでは、それが前面に押し出されている点に特徴があるといえよう。さらに、1789年の人権宣言では「他人を害するな」（その裏面として「他人を害すること以外は自由である」とする）とあったのが、ここでは「汝の欲せざることを他人になすなかれ、汝の欲することを他人になせ」という道徳規範に変形され、また、1789年の人権宣言にいう革命のスローガンのひとつである「友愛 (la fraternité)」が、ここでは「神 (la divinité) が人に神の子たち (frères) のために与えた人の同胞への愛 (l'amour de ses semblables)」と変形されていることに注意したい。

次に、「諸権利——自然権もしくは人の権利」では、平等、自立、自由、所有、抵抗が「神から人が授かった権利あるいは天賦人権」として列挙されている。その中で、特に「平等 (L'Egalité)」がその他の天賦人権の根源と位置づけられていることは注目に価する。また、先ほど指摘した、1789年の人権宣言にあった「自由」の定義規定は、放棄されたわけではなく、この宣言では第8条にもられているが、「平等」とのつながりが強調されている。なお、「所有 (la propriété)」については、「人格の所有 (la propriété personnelle)」という概念がとかれ（第9条）、またこれとは区別されたものとして、使用权を内容とする「所有」、いわば物的な所有権がとかれている（第10条）ことも注目に価しよう。最後に、これらの自然権から「労働契約」、 「奴隷」、 「抑圧」、 「専断的な行為」、 「压制、暴政、独裁」が位置づけられ、「国家＝社会」と見る自由主義的な国家像が描かれている（第20条、第21条）。

次に、「政治的権利・市民権」は、以下に挙げる「権利」の部分の総論的な規定である。このなかで、1789年の人権宣言で「市民の権利」として挙げられていたものに、さらに全体社会のいわば公権力が「社会の政治的権利 (Droits politiques de la société)」として、この権利義務宣言の編成では、最初に掲げられていることは、注目に価しよう。

ついで、「社会の政治的権利」では、1789年の人権宣言において、個人の権利とは相対的に区別される全体社会の権利という発想が希薄であったのに対して、ここでは明確に、社会の政治的権利として、独立、主権、所有が挙げられている。そこからさらに、「公の自由 (la liberté publique)」がとかれている (第29条)。最後に、政治的権利を行使する主体として、「政府 (gouvernement)」が位置づけられている (第32条)。

さらに、「諸個人の政治的及び市民的諸権利、あるいは市民の諸権利」では、先ほど述べた、自然権とは別に、各人の政治的市民的権利がとかれている。あえてこのような構想を整理してみれば、社会＝国家の形成の根源としての自然権と、このように形成された社会＝国家における政治的公的権利とが、論理的に区別されていると評せるであろうか。このような権利の二元的構成は、本源的な自由・権利と、社会内部における個別的な自由・権利とを区別し、法律と政府による統制を、言葉の本来の意味において、合理化するものと言ってもよいであろう。そうであれば、自然権としての抵抗権が、社会内部においては、いわば緊急状態の場合に限定された反乱の権利として位置づけられるのも、むしろ当然というべきであろう。

さらに、「諸権利の保護」は、「権利」の部分の最終章として、社会の諸権利と、自然的、政治的及び市民的な諸個人の諸権利の保護が、諸法律、政府、警察力 (la force publique) によることを明らかにしている。ちなみに、ここでいう「警察力」は、公的实力とも訳されることがあるが、警察力のみならず軍事力なども含む国家の実力装置を指し、この権利義務宣言にいう「社会の政治的権利」の意味での「公権力 (puissances ou pouvoirs publiques)」とは異なる。

「諸義務」は、1789年の人権宣言では扱われていなかった市民としての義務を明きからにしたもので、1795年の憲法では権利と義務が定められた。その間の消息はつまびらかにしえないが、興味ある問題である。内容的には、「権利は、その権利を保持する者に対して、権利を行使する責務をもたらす」 (第45条) という表現がまず第一に掲げられていることが注意を惹く。また、義務の文脈の中で、「共同の幸福」 (第46条)、「権限委任論」 (第47条)、「公務員」 (第48条)、「祖国」 (第49条)、「市民」 (第50条) が取り上げられていることに注意したい。

この権利義務宣言の最後は、「市民の諸義務」である。ここでは、「祖国への義務」、「当局すなわち権限ある機関への尊重義務」、「法律服従義務」 (第51条) が説かれ、「抑圧的権力への反乱『義務』」 (第52条)、公務への関心喚起義務ともよぶべきものを前提とした「無関心、優柔不断は、社会に対する罪である」という規定 (第54条) など、当時の混乱した社会状況を前提としたとみられる、やや特異な規定が並んでいる。しかし、この種の規定は、市民社会の憲法における、緊急事態法制という、法理的に困難な問題に連なるものと言わなければならないであろう。そうであれば、

#### 4 社会契約を伴う諸権利と諸義務の宣言

ここで構想される市民義務論は、先ほど紹介した「個人を超越した社会＝国家の権利」論とともに、詳細に検討されるべき課題をつきつけていると言わなければならない。

この英文の解説によると、この「諸権利と諸義務の宣言」は、かの有名な「人および市民の権利宣言」を書き直す予定で作成されたとされている。さらに、この文書の性格について、英文の解説は、カンバセレス自身の共和主義的政治信念をまとめたものか、あるいは、立法委員会のだれかが準備した提案であって、カンバセレスの支持を求めた文書ではないかと推定している。その理由として、同解説は、書体から見て、国民公会や共和国立法委員会の準公式文書に書かれた書体と類似していること、文体は演説口調で、「フランス人民は……榮譽とする (Le peuple françois honore)」「労働 (Le travail)」「才能 (Les Talens)」「天分ないし特質 (Le génie)」「多産ないし豊饒さ (La fécondité)」「老齡 (La Vieillesse)」「不幸 (Le Malheur)」「徳 (La Vertu)」などの哲学的な常套句が使われているが、細部に法律家らしい表現が見られることを挙げている。また、実用の文書として作成されたものではないであろうとしている。

#### 2 関連すると思われるその他の文書

このほか、カンバセレス文書には、関連すると思われるものに「社会契約について (Du Pacte social)」(文書整理仮番号02-05-05)がある。これは、フォリオ大判10頁、そのうち文字の記載があるのは6頁4分の1で、残りは白紙である。カンバセレスのものとは推定されるが、書記の手による手稿である。内容は、さらに「世界について (Du globe)」「諸憲法について (Des constitutions)」「政体について (Des Gouvernemens[ママ])」という3節に分かれる。クラウド社が付した英文の解説によると、この文書の成立年代は1795年から1796年頃かと推定されている。内容は、フランスの現状にふれずに、社会原理・政治原理の叙述に終始し、おそらくフランス学士院の社会科学部門での寄稿下書きか演説草稿と考えられるとされている。書き出しの部分は、「人間は権利において平等であり、アメリカ人やアジア人もヨーロッパ人やアフリカ人と同じであって、その本質は不変かつ絶対に同一であるから、社会を形成し、同一の権利と方法を与えれば、最も完全な平等がそれらの人々の間で締結される社会契約のあらゆる条項を支配するはずであることは明白である」とあり、英文の解説によれば、これは、フランスの統治原理がアイルランドやエジプト、スイス、ハイチにも受け入れられるという願望を抱いていた、当時の総裁政府の外交政策の一面を強調するものであった。これに続く、3節では、国民組織の方法と統治の方法を分類考究したものであるが、民主政、貴族政、王政、独裁政のうちどれが最善の統治形態かという問題には、慎重に答を留保している。

本稿で紹介する権利義務宣言および社会契約とこの文書との突き合わせた検討は、他日を期するほかない。

### 3 権利義務宣言の位置づけをめぐって

ここで、フランス革命期における人権宣言と憲法の歴史を簡単に振り返って、本文書の位置づけを考えてみよう。周知のように、1789年の「人および市民の権利宣言」は、租税と刑事司法改革をめぐって開かれた全身分会議に端を発し、急進化した第三身分のイニシャティブのもとで急速に盛り上がった封建制廃止と憲法制定の運動のさなかに制定されたものである<sup>(2)</sup>。ここでは、主権の所在を国民(ナションあるいはプープル)に求めることは基本的に確認されていたが、統治の形態として制限君主制をとりつつも直接民主制か代表民主制かという論争が未解決のままであった。しかし、すべての人が不可侵の天賦の権利をもち、人々の政治的結合としての社会あるいは国家が、まさに、このような人間の権利を保障するものとして構想されていた点に、歴史上大きな意味をもちえたのであった。すべての人間に平等に、したがってまた普遍的に保障される人権と、能動市民と受動的市民との区別を前提とする、政治的な権利としての市民の権利とを分けていること(権利概念の区別)、また、検討された人権宣言諸草案にくらべて、抽象的で簡潔な表現をとっていることなど、いくつかの点で限界はあるが、その歴史的な意味は大きい。また、1789年の人権宣言が、これに続いて憲法制定会議で検討され、1791年に採択された、いわゆる1791年憲法の前文としての位置づけを与えられていたことに注意したい。人権宣言は、論理的にも手続き的にも、統治機構に関する基本法(La Constitution)のまさに前提であった。この両者は、一体をなす。国王のフランス逃亡事件をきっかけに、急進化した革命議会は、王政を廃止した(1792年9月21-22日のデクレ)。ここに、1789年=1791年体制が、制限君主制をとりつつも民主制の形態を模索したのに対して、その後続く政権は、明確に共和制を選択した。すなわち、いわゆるジロンド憲法と呼ばれる1793年憲法、1795年憲法、1799年憲法がそうであった<sup>(3)</sup>。先述のクラウス社の英文解説によれば、ここに紹介する「諸権利と諸義務の宣言」および「社会契約」は、このような共和制の政権構想の中にあつた統治機構の構想がさまざまに打ち出されていた、1795年憲法制定に向かう過程の中に位置づけられている。

- (1) 新倉修「カンパセレス文書について」國學院大學図書館紀要第3号(1991年)61頁以下。
- (2) さしあたり、新倉修「フランス人権宣言と刑事立法改革」長谷川正安ほか編『講座・革命と法 第1巻 市民革命と法』(1989年、日本評論社)179頁以下参照。

6 社会契約を伴う諸権利と諸義務の宣言

(3) Maurice Duverger, Constitutions et documents politiques, 7e éd., 1974, P.U.F., pp. 70 et suiv.

(本学法学部教授 新倉 修)

**【翻 訳】**

**社会契約を伴う諸権利と諸義務の宣言**

立法者には 彼の任務の基準となる

司法官には 彼の義務となる

徳と自由と正義にもとづいてその幸福を保障することになる

包括する道德と、承認する諸権利と、これらの権利が課す義務とについて次の宣言を行う。

**1 道德について**

**第1条**

徳の友人であり、悪徳の敵である最高存在がある。

**第2条**

現在の生活のあとに、神が徳に報い、悪徳を罰する一つの生活がある。

**第3条**

人が神を崇める信仰とは

神が人に与えた諸権利への愛であり

これらの権利の享有を人から奪う専制政治への憎悪である。

神が人に神の子たちのために与えた、人の同胞への愛でもある。

**第4条**

同胞への愛は、あらゆる徳の行使を含む。

すべての徳は、誠実さの中に含まれる。

誠実さとは

決して悪をなさないこと

常に善をなすことにある。

誠実さとは次の二つの点で示される。

人があなたにすることを望まないことを他人にしないことであり

人があなたにされることを望むことすべてを他人にすることである。

## 2 諸権利 自然権もしくは人権

### 第5条

人が神から受け取った諸権利とは  
平等  
自立  
自由  
所有  
抵抗 である。

### 第6条

平等とは、他人が権利をもっているすべてのことにすべての人がもっている権利である。

平等から、自立、自由、所有、抵抗が生じる。

### 第7条

自立とは、他人を必要とすることをしない権利である。

### 第8条

自由とは、他人に害を与えず、他人の権利を侵さないのなら、人が欲するすべてのことをなす権利である。したがって、平等である。

### 第9条

自立と自由は、人格の所有と呼ばれる権利を形成する。

### 第10条

所有とは、他人の使用しないところのものすべてを使用する権利である。

### 第11条

抵抗とは、力で力を撃退することである。

### 第12条

平等、自立、自由、所有、抵抗は人の本性の一部である。

人はこれらの権利とともに生まれ、生活し死ぬ。

これらを自然権と呼ぶ。というのも、これらの権利が、人の本性に付随するものだからである。また、これらの権利が、自然の創造主から受けついだものだからである。

### 第13条

人は自然権を失うことはない。

これらの享有を失うだけである。

### 第14条

人は、その意思によってもしくは暴力行為によってのみ、これらの権利の享有を失う。

8 社会契約を伴う諸権利と諸義務の宣言

第15条

人には権利の享有を譲り渡す権利はない。

人格の所有の権利は、その自立、その自由の享有を譲り渡す権利ではないが、それらを享有する権利である。

労働する人と彼を雇う人との間には、配慮ある感謝のこもった契約しか存在しない。

すべての平等に反する契約は自然に反し、それ故に不正義である。

第16条

故意に権利の享有を譲り渡すことは、人としての尊厳を放棄することであり、神の恵みを想起するものである。

かくして、権利を譲り渡す者は、奴隷である。

第17条

人から権利の享有を奪うことは、人間性や正義を侵害することである。

かくして、権利の享有を失っている者は、抑圧されている。

第18条

人から暴力によって権利の享有を奪う行為は、専断的な行為と呼ばれる。

第19条

専断的な行為の続行は、圧制、暴政、独裁と呼ばれる。

第20条

人は、集うことなくしては、自然権を十分に平穩に享有することができない。

こうした集合を社会、国家、人民とよぶ。

第21条

社会における人間の集合から、自然権の集合が生じ、社会のそれぞれの構成員の力の集合が生じる。

諸個人の自然権の集合は、社会の権利を形成する。

諸個人の力の集合は、警察力、国家権力を形成する。

**政治的権利 市民的権利**

第22条

社会における人の集合から

政治的権利

市民的権利

社会の政治的権利

諸個人の政治的、市民的権利が生じる。

## 社会の政治的権利

### 第23条

社会の政治的権利は、

独立

主権

所有である。

社会の独立と主権は、構成員の自立と自由から生じる。

社会の所有は、主権から生じる。

### 第24条

社会の独立とは、他の社会の意思にふりまわされない権利であり、またいずれの個人の意思にふりまわされないことである。

### 第25条

社会の主権とは、社会を構成するすべての個人を社会の意思の下におく権利である。

### 第26条

主権は、社会と同様に、一つであり、不可分である。

また、主権が基礎をおく諸権利と同様に、不可侵不可譲のものである。

### 第27条

社会のいかなる部門も、主権者のいかなる部分も、それ自体で主権を行使する権利はもたない。

### 第28条

社会の意思、構成員の一般意思は、それが正義に反することがなければ法律を作る。

法律とは、社会の意思の宣言である。

### 第29条

社会の独立と主権は、公の自由を形成する。

### 第30条

社会の所有とは、公共の福祉のために、望むように人と物とを自由に使用する権利である。

### 第31条

社会は徴用により、所有権を行使する。

物についての徴用はまた先買権とも呼ぶ。

先買権の行使は、公の必要を前提とし、社会に正当な事前の補償を強いるものである。

### 第32条

## 10 社会契約を伴う諸権利と諸義務の宣言

社会はこうした社会の権利を社会自体によって及び構成員の選んだ一部の者によって行使する。

社会は、こうした社会の権利を行使するものとみなされ、[欠]と呼ばれる。

社会の構成員の一部は、社会のこうした権利を行使するために選ばれるが、政府と呼ばれる。

(中央大学助教授 植野妙実子・訳)

**諸個人の政治的及び市民的諸権利、あるいは市民の諸権利**

## 第33条

社会の構成員の政治的及び市民的諸権利は、政治的及び市民的平等であり、政治的及び市民的自由であり、そして反乱である。

## 第34条

政治的平等は、社会において諸法律と政府の等しい影響を受ける権利である。

## 第35条

市民的平等は、諸法律と政府による社会の等しい保護を受ける権利である。

## 第36条

政治的自由は、社会において諸法律と政府に影響を及ぼすため、任意のどのような行為でも行う権利である。

## 第37条

市民的自由は、法律により禁じられていないことすべてを行う権利である。すなわち、法律により禁止されている場合を除き、望むままに、その人格、その能力、そして、その財産を活用することである。

## 第38条

望むままに、その人格を活用する権利は、人格の自由、個人的な自由である。

望むままに、その能力を活用する権利は、言論の自由、発言の自由、そして職業の自由である。

望むままに、その財産を活用する権利は、所有の権利である。

## 第39条

人格の自由に、集会の自由は由来する。

言論の自由に、信教の自由、出版の自由は由来する。

発言の自由に、請願を提出する自由は由来する。

職業の自由に、労働の自由、耕作の自由、そして商業の自由は由来する。

## 第40条

信教の自由は、その宗教が理性と道徳に反しない限りにおいて、望む宗教を信仰する権利である。

**第41条**

反乱は、社会状態の中に突然生じる圧制に抵抗する権利である。

**諸権利の保護****第42条**

社会の諸権利と、自然的、政治的及び市民的な諸個人の諸権利は、諸法律により、政府により、そして警察力により保護される。

**第43条**

諸法律、政府及び公権力が、諸権利を保護するには無力な場合、あるいは、政府が抑圧するために諸法律や公権力を利用する場合、そのとき、社会状態は中断する。すなわち、人は、自然状態に戻り、実力の権利、抵抗の権利、そして反乱の権利を行使する。

**第44条**

諸権利の保護から、安全が生まれる。

安全は、権利ではない。それは、諸権利を平穩に享受することである。すなわち、諸権利の保護の結果である。

社会の諸権利の保護からは、公の安全が生まれる。

諸個人の保護からは、個人的な安全が生まれる。

**諸義務****第45条**

あらゆる権利は、その権利を保持するものに対して、それを行使する責務をもたらす。そして、他の人々に対しては、それを尊重する責務をもたらす。

諸義務は、それ故、諸権利の一つの帰結である。

**第46条**

社会は、共同の幸福を確立し、保障しなければならない。

これこそが、諸法律の目標であり、政府の諸目的であるに相違ない。

**第47条**

社会は、行使しうるすべての権限を行使しなければならず、行使しえない諸権限のみ委任しうるのである。

**第48条**

社会は、委任された諸権限の力すべてが社会の諸権利とその構成人の諸権利を保護することのみを目指し、それがこれらの諸権利を侵害することに決して役立つことのないように、委任された諸権限を組織化しなければならない。

このような組織化の諸基本は、諸権限の分割、それらの限界、諸公職の公選制、

## 12 社会契約を伴う諸権利と諸義務の宣言

それらの任期制、そして人民の諸代表と他のすべての公務員の責任である。

## 第49条

社会は、その諸義務との関係から考えると、言い換えれば、共同の幸福を創設し確保するので、祖国と呼ばれる。

## 第50条

社会の各構成員は、諸権利と諸義務のふたつの関係、あるいは単にこれらの関係のうちのどちらかから考えると、市民と呼ばれる。

**市民の諸義務**

## 第51条

あらゆる市民は、その諸財産、その人格を祖国に、尊重を諸当局に、そして服従を諸法律に払わなければならない。

## 第52条

社会の中に抑圧的な権力が発生した場合、反乱は、各市民にとって諸義務の中でも最も不可欠なものとなる。

## 第53条

もし主権を篡奪した個人があればだれでも、直ちに自由な人々により処刑されるであろう。

## 第54条

社会の中に分裂が発生したならば、いかなる側も選ばない市民は、悪い市民である。この場合、無関心、優柔不断は、社会に対する罪である。

## 第55条

市民が、法律にもとづく当局によって召還され、あるいは逮捕され、そして、それが要件に従い法律に定められた諸手続きによっている場合には、市民は抵抗してはならない。

この場合における抵抗は、反逆である。

## 第56条

法律により創設されたものではないある当局により、あるいはまたその(目的の)ために法律により創設されたものではない当局により、あるいはまた要件を超えて、あるいはまた法律に定められた諸手続きによらずに、召還されあるいは逮捕された市民は、抵抗しなければならず、すぐに、これらの諸行為を行った者を告発しなければならない。

## 社 会 契 約

先の宣言に続いて、フランス人民は、人の諸契約の至高の保証人である神（最高存在）の前で、次の諸原理を、社会を各市民とそして各市民を社会と結び付ける社会契約として、宣言する。

### 第1条

フランス人民と各市民は、死ぬまで、あるいはまた諸権利に対する圧制を崩壊させるまで、あらゆる抑圧的な権力に対して、自己の諸権利を相互に守ることを宣誓する。

### 第2条

フランス人民は、各市民に対して、あらゆるその権利の享有を保障する。

### 第3条

各市民は、一般利益のため、共同の幸福のため、その諸財産、その人格、その生活、そしてその諸権利を与える。

### 第4条

フランス人民は、憲法的諸法律により、民事的諸法律により、そして社会的諸法律により、共同の幸福を創設し、確保し、保護する。

憲法のおよび民事的諸法律により、人民は、諸権利の享有を創設する。

社会的諸法律により、人民は、所有を創設する。

### 第5条

フランス人民は、望む場合、諸法律を再検討し、改正し、そして取り替える。

人民は、ひとつの世代が将来の諸世代を諸法律に服従させることができないことを承認する。

### 第6条

フランス人民は、ひとつの共和国を形成する。

人民は、あらゆる徳を表明する。

### 第7条

フランス人民は、労働、諸才能、天分、多産、老齡、不幸、そして徳を榮譽とする。

人民は、労働、諸才能、そして天分に報いる。

人民は、人口を増加させ、促進し、独身を軽視する。

人民は、老齡を尊重する。

人民は、不幸を和らげる。

人民は、徳に栄冠を与える。

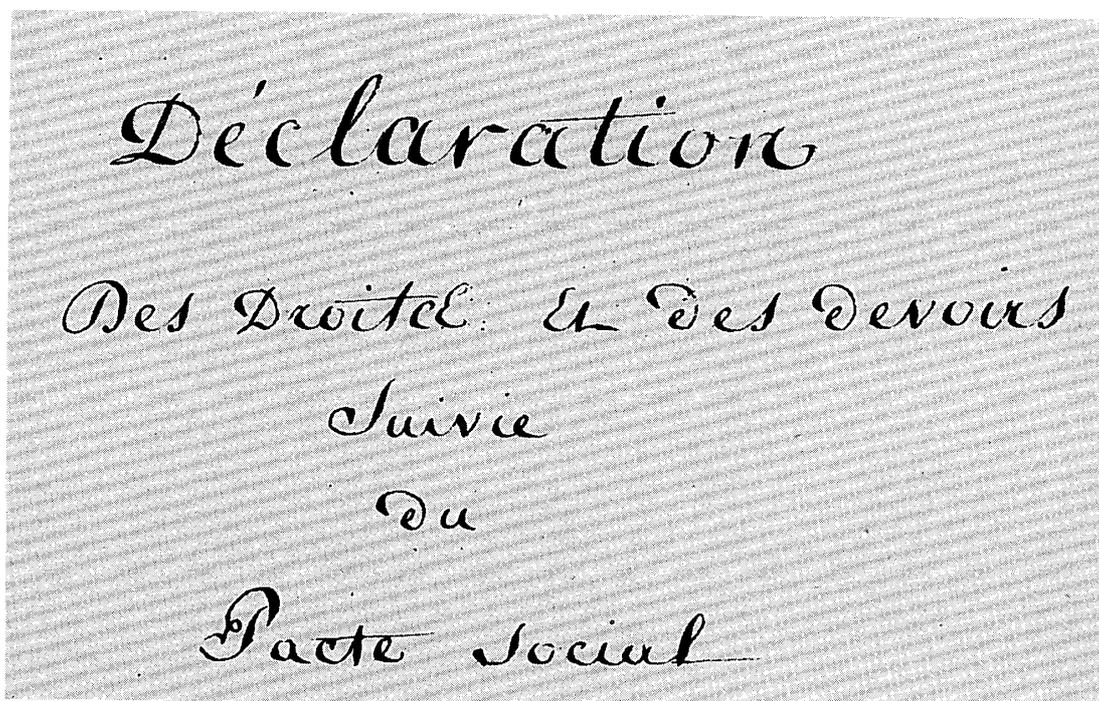
14 社会契約を伴う諸権利と諸義務の宣言

第8条

フランス人民は、その友人たちに対しては寛大で、その敵たちに対しては恐ろしく、そしてあらゆる者に対して公正である。

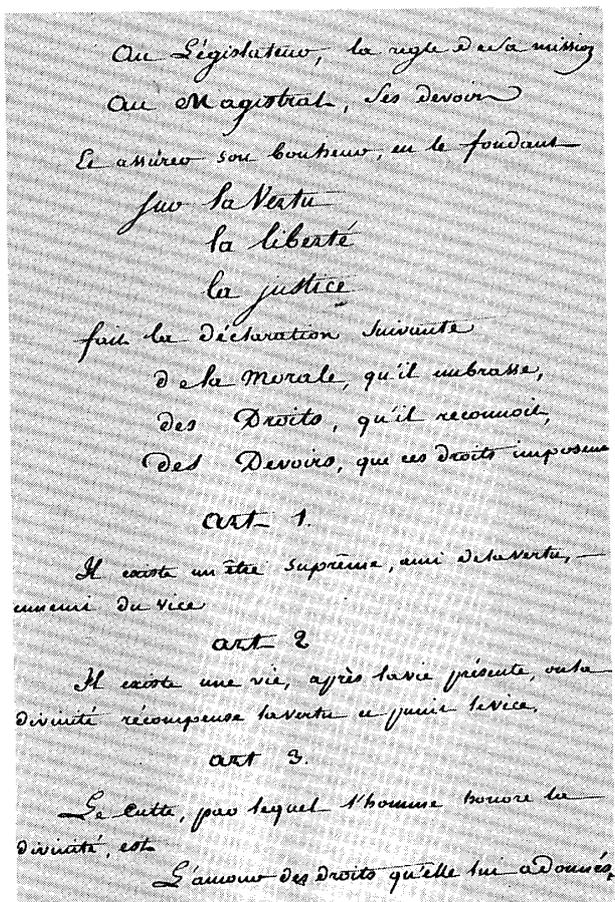
(東京経営短期大学助教授 藤野美都子・訳)

Declaration  
Des Droits Et des devoirs  
Suivie  
du  
Pacte Social



Au Legislatéur, la regle de sa mission  
Au Magistrat, ses devoirs  
A assurer son bonheur en le fondant  
sur la Vertu  
    la liberté  
    la justice  
fait la déclaration suivante  
de la Morale, qu'il embrasse,  
des Droits, qu'il reconnoit,  
des Devoirs, que ces droits imposent,

## 16 社会契約を伴う諸権利と諸義務の宣言



## 1 de la Morale

## Art 1

Il existe un être suprême, ami de la vertu,  
ennemi du vice

## Art 2

Il existe une vie, après la vie présente, ou la  
divinité récompense la vertu et punit le vice

## Art 3

Le culte, par lequel l'homme honore la  
divinité, est

L'amour des droits qu'elle lui a donnés,  
La haine de la tyrannie qui lui ravit  
la jouissance de ces droits.

L'amour de ses semblables qu'elle lui  
a donnés pour frères.

## Art 4

L'amour de ses semblables renferme l'exercice de

toutes les vertus.

Toutes les vertus sont renfermé dans la Probité

La Probité consiste

à ne faire jamais le mal

à faire toujours le bien

Elle Expose sur ces deux matieres,

ne fait pas à autrui ce que tu ne veut pas

qu'on te fasse.

fait à autrui tout ce que tu veut qu'il

te soit fait.

## 2 des droits Droits naturels ou droits de l'homme

### Art 5

Les droits, que l'homme à reçus de la divinité,

sont

L'Egalité

L'indépendance

La Liberté

La Propriété

La Résistance

### Art 6

L'égalité est le droit qu'a tout homme à  
tout ce à quoi un autre a droit.

De l'Egalité vient l'indépendance, la liberté, la  
propriété, la resistance.

### Art 7

L'indépendance est le droit de ne pas faire ce que  
veut autrui.

### Art 8

La liberté est le droit de faire tout ce qu'on veut  
pourvu qu'on ne nuise pas à autrui pourvu qu'on ne  
blesse pas le droit d'autrui, et par consequent l'Egalité.

### Art 9

L'indépendance et la liberté forment un  
droit qu'on appelle propriété personnelle.

18 社会契約を伴う諸権利と諸義務の宣言

Art 10

La propriété est le droit d'user de tout ce dont un autre n'use pas.

Art 11

La résistance est le droit de repousser la force par la force.

Art 12

L'égalité, indépendance, la liberté, la propriété, la résistance font partie de la nature de l'homme.

L'homme naît, vit et meurt avec ces droits

On les appelle droits naturels, parce qu'ils sont attachés à la nature de l'homme, et parce qu'ils viennent de l'auteur de la nature.

Art 13

L'homme ne peut perdre ses droits naturels. il peut perdre leur jouissance.

Art 14

L'homme ne perd la jouissance de ses droits que

Par sa volonté ou

Par la Violence

Art 15

L'homme n'a pas le droit d'aliéner la jouissance de ses droits.

Le droit de propriété personnelle n'est pas le droit d'aliéner la jouissance de son indépendance de sa liberté, mais le droit d'en jouir.

Il ne peut exister qu'un engagement de soin et de reconnaissance entre l'homme qui travaille et celui qui l'emploie.

Tout engagement contraire à l'égalité, est contraire à la nature et par conséquent injuste.

Art 16

aliéner volontairement la jouissance de ses droits c'est renoncer à la dignité de l'homme, inspirer les

dons de la Divinité.

Celui, qui aliène ainsi ses droits, est un Esclave.

Art 17

Ravir à l'homme la jouissance de ses droits, c'est violer l'humanité et la justice.

Celui, qui perd ainsi la jouissance de ses droits, est opprimé.

Art 18

L'acte qui prive l'homme de la jouissance de ses droits, par la violence, s'appelle acte arbitraire.

Art 19

L'exercice continuée d'actes arbitraires s'appelle oppression, tyrannie, despotisme.

Art 20

Les hommes ne peuvent jouir pleinement et paisiblement de leurs droits naturels qu'en se réunissant.

Cette réunion s'appelle société, nation, Peuple.

Art 21

de la réunion des hommes en société résulte la réunion des droits naturels et de la force de chacun des membres de la société.

La réunion des droits naturels des individus forme le droit de la société.

La réunion de la force des individus forme la force publique la puissance nationale.

#### **Droits politiques Droits civils**

Art 22

De la réunion des hommes en société résultent,

Les droits politiques

Les droits civils

Les droits politiques de la société,

Les droits politiques et civils des individus

20 社会契約を伴う諸権利と諸義務の宣言

**Droits politiques de la societe**

Art 23

Les droits politiques de la société sont,

L'indépendance,

La souveraineté,

La propriété.

L'indépendance et la souveraineté de la société naissent de l'indépendance et de la liberté de ses membres.

La propriété de la société naît de la souveraineté.

Art 24

L'indépendance de la société est le droit de ne pas faire la volonté des autres sociétés, ni d'aucun individu queleconque.

Art 25

La souveraineté de la société est le droit de soumettre a sa volonté tous les individus qui la composent.

Art 26

La souverainete est une, indivisible, comme la société ; imprescriptibles, inaliénable, comme les droits sur lesquels elle repose.

Art 27

Aucune section de societé, aucune partie du souverain, n'a le droit d'elle même d'exercer la souveraineté.

Art 28

La volonté de la société, la volonté générale de ses membres, pourvu qu'elle ne soit pas contraire a la justice, fait la loi.

La loi est la déclaration de cette volonté.

Art 29

L'indépendance et la souveraineté de la société forment la liberté publique.

Art 30

La propriété de la société est le droit de disposer comme elle veut, pour le bien commun, des personnes et des choses.

Art 31

La société exerce le droit de propriété par la réquisition.

La réquisition sur les chose s'appelle aussi preemption.

L'exercice du droit de preemption suppose la nécessité publique, et oblige la société à une juste et préalable indemnité

Art 32

La société exerce ses droits par elle, même et par une partie choisie de ses members.

La société, considérée comme exerçant ses droits s'appelle [欠]

La partie des membres de la société, qu'elle choisit pour exercer ses droits, s'appelle gouvernement.

**Droits politiques et civils des individus, ou Droits du Citoyen**

Art 33

Les droits politiques et civils des membres de la société sont.

L'égalité politique et civile,  
La liberté politique et civile,  
L'insurrection.

Art 34

L'égalité politique Est le droit à la même influence dans la société ;  
les loix et le gouvernement.

Art 35

L'égalité civile est le droit à la même protection de la société des loix et du gouvernement.

22 社会契約を伴う諸権利と諸義務の宣言

Art 36

La liberté politique est le droit de faire  
tout acte quelconques, pour influencer dans la société ;  
les lois et le gouvernement.

Art 37

La liberté civile est le droit de faire tout  
ce qui n'est pas défendu par la loi ; d'user, comme  
on veut, hors les cas prohibés par la loi,  
De Sa personne,  
De Ses facultés,  
De Ses biens.

Art 38

Le droit d'user, comme on veut, de Sa personne,  
est la liberté personnelle, la liberté individuelle.

Le droit d'user, comme on veut, de Ses facultés  
est.

La liberté d'opinion  
La liberté de la parole,  
La liberté d'industrei.

Le droit d'user, comme on veut, de Ses biens  
est le droit de propriété!

Art 39

De la liberté personnelle vient la liberté de  
s'assembler.

De la liberté d'opinion vient.

La liberté du culte  
La liberté de la presse.

De la liberté de la parole vient la liberté de  
présenter des pétitions.

de la liberté d'industrie vient

La liberté de travail,  
La liberté de Culture  
La liberté de Commerce

Art 40

La liberté du culte est le droit de professer

telle religion qu'on  
veut, pourvu qu'elle ne soit  
pas contraire à la raison et à la morale.

Art 41

L'insurrection est le droit de résistance à  
l'oppression qui survient dans l'Etat de société.

**garantie des droits**

Art 42

Les droits de la société et les droits des  
individus, naturels politiques et civils, sont garantie.

Par les lois,

Par le gouvernement

Par la force publique.

Art 43

Quand les lois, le gouvernement et la force  
publique sont impuissans pour garantir les droits.

ou que le gouvernement se sert des lois ou  
de la force publique pour opprimer.

Des lors l'Etat social cesse : l'homme rentre  
dans l'Etat de nature, et exerce le droit de la force,  
le droit de résistance, le droit d'insurrection.

Art 44

De la garantie des droits résulte la sureté,

La sureté n'est pas un droit : elle est la  
jouissance tranquille des droits : elle est l'Effet de  
leur garantie.

de la garantie des droits de la société résulte  
la sûreté publique.

De la garantie des droits des individus résulte  
la sureté particulier.

**des devoirs**

Art 45

Tout droit porte, pour celui qui le possède

24 社会契約を伴う諸権利と諸義務の宣言

l'obligation de l'exercer ; et pour les autres l'obligation de le respecter.

Les devoirs sont donc une suite des droits.

Art 46

La société doit établir et assurer le bonheur commun.

Ce doit être l'objet des lois, les fins du gouvernement.

Art 47

La société doit exercer tous les pouvoirs qu'elle peut exercer et ne déléguer que ceux qu'elle ne peut pas exercer.

Art 48

La société doit organiser les pouvoirs délégués, de manière que toute leur force ne tende qu'à garantir ses droits et ceux de ses membres et qu'elle ne puisse jamais servir à y porter atteinte.

Les fondemens de cette organisation sont,

La division des pouvoirs

leur circonscription

L'électivité des fonctions publiques

Leur temporarité,

La responsabilité des mandataires du peuple et de

tous les autres agens publics.

Art 49

La société, considérée sous le rapport de ses devoirs, c'est à dire, comme établissant et assurant le bonheur commun, s'appelle Patrie.

Art 50

Chaque membre de la société, considéré sous les deux rapports des droits et des devoirs, ou seulement sous l'un ou l'autre de ces rapports, s'appelle citoyen.

**devoirs du citoyen**

## Art 51

Tout citoyen doit,  
à la patrie, ses biens, sa personne,  
aux autorités, le respect,  
aux Lois, l'obéissance,

## Art 52

Lorsqu'il s'éleve dans la société une puissance  
oppressive, l'insurrection est pour chaque citoyen le  
plus indispensable des devoirs.

## Art 53

Que tout individu, qui usurperoit la souveraineté,  
soit à l'instant mis à mort par les hommes libres.

## Art 54

Lorsqu'il s'éleve des division dans la société,  
celui qui n'embrasse aucun partie est un mauvais  
citoyen.

L'indifference, l'indécision dans ce cas, est un  
crime contre la société.

## Art 55

Le Citoyen, appelé ou saisi par l'autorité  
de la loi, dans les cas et avec les formes que la loi  
détermine, ne doit point résister.

La résistance dans ce cas est rébellion.

## Art 56

Le Citoyen, appelé ou saise  
par une autorité qui n'est pas établie par  
la loi.

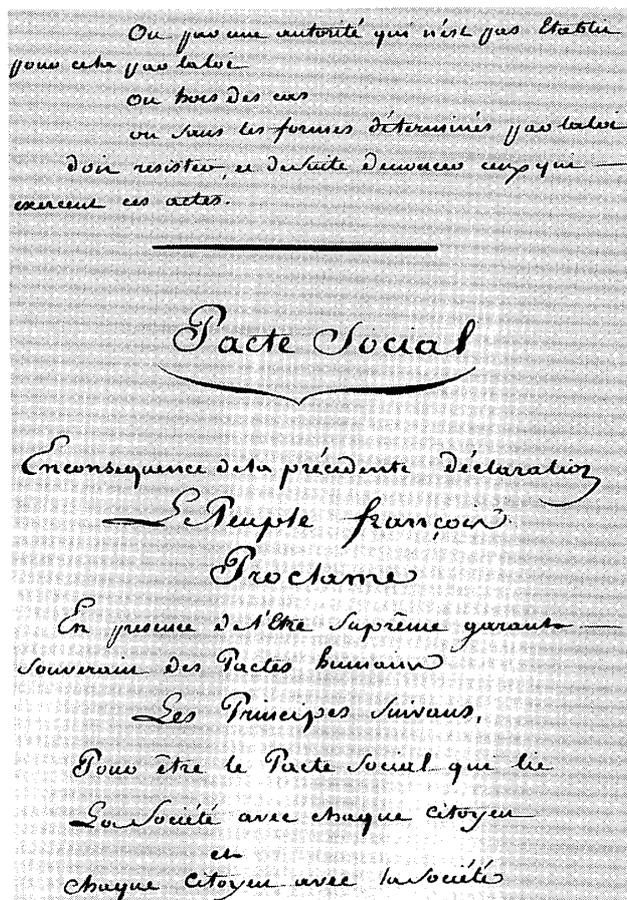
ou par une autorité qui n'est pas établie  
pour cela par la loi

ou hors des cas

ou sans les formes déterminés par la loi

doit resister, et de suite dénoncer ceux qui  
exercent ces actes.

## 26 社会契約を伴う諸権利と諸義務の宣言

**Pacte Social**

En conséquence de la précédente déclaration

Le Peuple françois

Proclame

En présence de l'Être suprême garant

souverain des Pactes humains

Les Principes suivans,

Pour être le Pacte social qui lie

La Société avec chaque citoyen

et

chaque citoyen avec la société.

Art 1<sup>er</sup>

Le peuple françois et chaque citoyen

jurent de défendre réciproquement leurs droits

contre toute puissance oppressive jusqu'à la mort,

ou jusqu'à la ruine de leurs oppressions.

Art 2

Le peuple f<sup>ois</sup> garantit à chaque  
citoyen la jouissance de tous ses droits.

Art 3

Chaque Citoyen donne ses biens, sa  
personne, sa vie, ses droits pour l'intérêt général,  
pour le bonheur commun.

Art 4

Le peuple françois établit, assure et garantit le bonheur commun  
Par les lois constitutionnelles  
Par les lois civiles  
Par les lois sociales  
Par les lois constitutionnelles et civiles, il  
établit la jouissance des droits.  
Par les lois sociales, il établit la  
propriété.

Art 5

Le Peuple françois revoit, reforme,  
change les lois quand il veut.  
Il reconnoit qu'une génération ne peut  
assujétir à les lois les générations futurs.

Art 6

Le peuple françois forme une Répub<sup>lique</sup>.  
Il professe toutes les vertus.

Art 7

Le peuple françois honore.  
Le travail  
Les talens  
Le génie  
La fécondité  
La Vieillesse  
Le Malheur  
La Vartu.  
Il récompense

28 社会契約を伴う諸権利と諸義務の宣言

Le travail

Les talens

Le génie

Il encourage, favorise la population et méprise  
le célibat.

Il respect la Vieillesse

Il Console le Malheur

Il couronne la Vertu

Art 8

Le peuple françois est

généreux envers ses amis

Terrible envers ses ennemis

juste envers tous

\*なお、アクセント、つづりなど誤記と思われるものもあるが、ここではそのまま反訳して表記した。